

関 係 各 位

令和 6 年 12 月 26 日以降許可分の輸入申告に係る書類の
MSX による提出について(お願い)

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月に、NACSS センター様から別添「年末年始におけるシステムの運用等について 3. ⑤」においてお知らせのありましたとおり、同年 12 月 26 日 (木) から 12 月 31 日 (火) の間に許可がなされた輸入申告について、通常の保存期間は輸入申告が許可となった日から起算して 6 日間 (日・祝日を除く) であるところ、延長して 本年 1 月 8 日 (水) まで輸入申告 DB に保存されています。

「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取り扱いについて (財関第 142 号・平 22. 2. 12)」において、輸入申告で区分 1 となって添付書類の提出が必要となった場合 (区分 1Y 等)、輸入許可の翌日から 3 日以内 (行政期間の休日の日数は算入しない) にご提出をお願いしているところ、当該提出は NACCS の MSX 業務により実施可能となっておりますが、以下の点に留意願います。

- ・ 令和 6 年 12 月 26 日 (木) から 12 月 31 日 (火) の間に許可がなされた輸入申告における区分 1Y 等にかかる添付書類の MSX の提出は、輸入申告 DB の保存期限である 本年 1 月 8 日 (水) まで【令和 6 年 12 月 27 日 (金) から 12 月 31 日 (火) にかかる輸入許可の翌日から 3 日目】 は可能ですが、本年 1 月 9 日 (木) 以降は MSX での提出ができないため、それ以外の方法によるご提出をお願いすることとなります。
- ・ 円滑な通関の確保のため、当該期間において許可がなされた輸入申告における区分 1Y 等にかかる添付書類の提出について、本年 1 月 8 日 (水) までに MSX で実施していただくよう、ご協力をお願いします。

【問合せ先】

業務部通関総括第 1 部門

電話 : 03-3599-6337

年末年始におけるシステムの運用等について

年末年始のNACCSご利用に際して、お客様にご留意いただきたい事項を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

【年末年始特別運用】

■NACCSの特別運用

1. 各種電文等の保存期間（インタラクティブ処理方式・メール処理方式・WebNACCSご利用のお客様）

1月1日（水・祝日）から1月7日（火）までの間に保存期間が終了する電文につきましては保存期間を1月8日（水）まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。）

※通常、7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、電文の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）> 各種電文等（インタラクティブ処理方式・メール処理方式・WebNACCS）	○						△							◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎

2. 管理資料の保存期間

各種電文と同様に、1月1日（水・祝日）から1月7日（火）までの間に保存期間が終了する未取り出しの管理資料につきましても、保存期間を1月8日（水）まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。また、未取り出しの保存期間を超えた管理資料については、再取り出しを実施するようにお願いいたします。）

※通常、配信日から起算して7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、管理資料の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）> 管理資料情報	○						△							◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎

3. データの保存期間

一部のデータの保存期間を次の各表のとおり延長いたします。

※④の動物検疫関連業務のみ、他のデータと異なる保存期間の延長となります。

① 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して4日間(日・祝日を除く)>	○				△									◎
①積コンテナDB：船積情報登録(CLR)		○				△								◎
※積コンテナ情報を登録した場合			○					△						◎
②添付ファイル格納DB：添付ファイル登録(MSB)				○	○				△					◎
※サイバーポートを利用して申請される際も同様の扱いになります。						○				△				◎
							○	○				△		◎
									○				△	◎

② 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を除く)>	○								△					◎
①バンニング予定情報DB：バンニング情報予定登録(VAP、VPE)		○								△				◎
②船積情報状況DB：ACL情報登録(ACL01、ACL02)			○									△		◎
※出港予定日が入力されていない場合				○	○								△	◎
③卸コンテナ一覧DB：卸コンテナ情報登録等(DCL02、PKK、PKI)														
※卸コンテナリストを提出した場合														
④積コンテナDB：船積情報登録(CLR)														
※積コンテナリストを提出した場合														

③ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を含む)>	○						△							◎
①食品等輸入届出DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)		○						△						◎
②共通管理番号他法令手続明細DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎
							○						△	◎

④ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月												
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○	○					△							◎						
①輸入畜産物申請DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)			○					△							◎					
②輸入動物検査申請DB：輸入動物検査申請事項登録(IOA)				○					△							◎				
③輸入犬等届出申請DB：輸入犬等検査申請事項登録(IQA)					○						△						◎			
④共通管理番号他法令手続明細DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)、 輸入動物検査申請事項登録(IOA)、輸入犬等検査申請事項登録(IQA)						○						△							◎	
⑤輸出畜産物申請DB：輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)							○	○							△					◎
⑥輸出動物検査申請DB：輸出動物検査申請事項登録(EOA)									○	○						△				◎
											○						△			◎

⑤ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、輸入申告が許可となった日から起算して6日間（日・祝日を除く）>	○							△						◎
①輸入申告DB		○							△					◎
②移出輸入申告DB			○							△				◎
③輸入申告（沖縄特免制度）DB				○	○							△		◎
④輸入マニフェスト通関申告DB					○								△	◎
⑤共通管理番号輸入申告明細DB														
⑥添付ファイル管理DB														
⑦コンテナ情報（日次移行用）（輸入）DB														
(*対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。														

⑥ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して4日間（日・祝日を除く）>	○				△									◎
①輸入申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)		○				△								◎
②コンテナ情報（日次移行用）（輸入）DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)			○					△						◎
③移出輸入申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)				○	○				△					◎
④関税等更正請求DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)						○				△				◎
⑤本船・ふ中扱い承認申請DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)							○	○				△		◎
⑥添付ファイル管理DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)									○				△	◎
⑦輸入マニフェスト通関申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)														
(*対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。														

⑦ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して4日間（日・祝日を除く）>	○				△									◎
①輸出申告DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)		○				△								◎
②別送品輸出申告DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)			○					△						◎
③コンテナ情報（日次移行用）（輸出）DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)				○	○				△					◎
④輸出マニフェスト通関申告DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)						○				△				◎
⑤添付ファイル管理DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)							○	○				△		◎
(*対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。														

⑧ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して6日間（日・祝日を除く）>	○							△						◎
①輸出マニフェスト通関申告DB：輸出マニフェスト通関申告(MEC)		○							△					◎
※搬入時自動起動の登録または開庁時自動起動の登録			○							△				◎
②添付ファイル管理DB：輸入申告変更(IDE)※特例申告				○	○							△		◎
③輸入申告DB：輸入申告変更(IDE)※特例申告						○							△	◎
(*対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。														

⑨ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して3日間(日・祝日を除く)>	○		△											◎
①航空輸出貨物DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○			△									◎
②輸出便DB：搭載便割当情報登録(FLI)			○		△									◎
				○			△							◎
					○			△						◎
						○			△					◎
							○			△				◎
								○			△			◎
									○			△		◎
										○			△	◎

⑩ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して5日間(日・祝日を除く)>	○					△								◎
①L D R・搬入伝票DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎

⑪ 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月						1月							
	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、下記DBにて登録等を行った日から起算して2日間(日・祝日を含む)>	○	△												◎
①マニフェストDB：マニフェスト情報登録(便単位)(MFF)		○	△											◎
			○	△										◎
				○	△									◎
					○	△								◎
						○	△							◎
							○	△						◎
								○	△					◎
									○	△				◎
										○	△			◎
											○	△		◎

■税関及び関係省庁の特別運用

4. 運送承認期間の延長（海上業務）

12月16日（月）から12月31日（火）までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間（輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む）及び内国貨物運送承認の運送期間につきましては、通常の運送期間に加え10日間（土日・祝日を含む）延長されて出力されます。

また、同期間に新規で包括保税運送承認申請（TDC）を行う場合は、運送日数について税関へ確認し、指示された「運送日数」を入力したうえで当該申請を行ってください。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

5. 翌週レートの登録日

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおりとなります。

12月22日（日）からの為替レートは、12月17日（火）10:00※から使用可能

12月29日（日）からの為替レートは、12月24日（火）10:00※から使用可能

1月5日（日）からの為替レートは、12月28日（土）17:00から使用可能

※為替レートの使用可能となる時刻が17:00となる場合がございますので、ご注意ください。

6. 輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正等

輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部が、2025年1月1日（水・祝）より改正されます。

改正内容についてご不明な点がございましたら、税関にお問い合わせください。

また、NACCS用品目コードについても、一部見直しを行っておりますのでご注意ください。

- (1) 改正日前に申告事項登録を行い、改正日以降に申告を行う場合で、当該申告に係る品目コード等が改正されている場合は、申告事項を訂正した後に申告を行う必要がありますのでご注意ください。
- (2) 改正日前に受理されている予備申告につきましては、あらかじめ税関に申し出たうえで、「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務等を利用して訂正してください。訂正を行わずに本申告を行った場合は、エラーとなりますのでご注意ください。
また、改正日前に改正後の品目コード等での予備申告を行った場合も、エラーとなりますのでご注意ください。
- (3) 改正日前に削除対象の品目コードが使われたB/Lに対して、改正日以降に、訂正業務（CMR、CHR、CMF01、CMF02、NVC01、SAI）が行われた場合で、品目コードの訂正があわせて行われない場合は、コードが存在しない旨のエラーとなります。

また、改正日前に削除対象の品目コードが使われた出港前報告情報に対して、改正日以降に積荷目録情報登録・呼出し業務（MFR、MFI、MFR11、NVC11）を利用する場合も同様のエラーとなります。

当該エラーが発生した場合は、改正後に存在する品目コードを入力していただくことでエラーの回避が可能です。

- (4) 日本関税協会 HP に掲載されている web タリフ及び web 輸出統計品目表の 2025 年 1 月 1 日版については、2025 年 1 月 6 日（月）午前中を公開予定としております。

日本関税協会ホームページ <https://www.kanzei.or.jp/>

- (5) 統計品目表の改正等に伴い、業務コード集のNACCS用品目コードが変更となります。
詳細につきましては、「NACCS掲示板」へ今後掲載予定の「NACCS用品目コードの一部改正について」をご覧ください。

7. 歳入金電子納付システム連携機能関連の支払期限

歳入金電子納付システムとの連携機能の停止を予定しております。

停止期間等詳細については、後日税関からNACCS掲示板により周知されるためそちらをご覧ください。

【通常対応】

■NACCS

1. データ保存期間

前記【特別運用】以外の各種データ保存期間は**通常どおりとし、保存期間の延長はいたしません。**

前記DB以外の保存期間につきましては、NACCS 掲示板の [「NACCS 業務仕様・関連資料」](#) に掲載しております「各種情報 (DB) のシステム保存期間」をご参照ください。

※年末年始で祝日に該当する日は、1月1日(水・祝日)となりますので日数をカウントする際はご注意ください。

2. 利用者設定情報登録業務 (U××業務) について

12月28日(土) から1月5日(日) までの間は、業務ができなくなりますのでご注意ください。

なお、照会業務・呼出し業務(照会機能として利用するもの)につきましては、終日実施可能となります。

3. デジタル証明書再発行後の再取得可能日 (netNACCS・WebNACCSをご利用のお客様)

再発行の申込から利用可能(再取得可能)となるのは、当該申込みの翌営業日からとなりますのでご注意ください。

なお、具体的な手続きにつきましては、NACCS 掲示板の [「デジタル\(クライアント\)証明書について」](#) をご覧ください。

<NSSにて再発行申込をした場合>

再発行依頼書の受付日	利用可能日時
12月27日(金)～1月5日(日)	1月6日(月) 14:00～

4. 年末年始の問合せ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。

電話でのお問合せ(フリーダイヤル): 0120-794-550

Webフォームでのお問合せ(URL): <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/nwewebqa>

但し、**12月27日(金) 17:30**から**1月6日(月) 8:00**までの間に頂いたNACCS掲示板のWebフォームによるお問合せにつきましては、**1月6日(月) 8:00**以降に回答させていただきますのでご了承ください。

■税関及び関係省庁

5. 関係省庁業務機能

年末年始のシステムによる手続きへの各官庁の対応状況につきましては、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

6. 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX、WPT)、「入港届」(VIX、WIT)、「移動届」(VMR、WMR)、「出港届」(VOX、WOT)、「港湾管理者手続き」(KFT、WER業務等)を行う場合、宛先官庁の年末年始のシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。年末年始のシステムによる手続き(各官庁のシステム対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

なお、税関宛の届出につきましては通常どおりに処理されますので、システムによる提出をお願いいたします。

7. 「時間外執務要請届 (OSA)」業務

年末年始においても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。

ただし、区分2又は区分3となった場合には、翌開庁日の開庁時間に審査・検査となります。詳細につきましては、各税関窓口にお問い合わせください。

■各種サービス

8. リアルタイム口座振替 (ダイレクト方式) の利用について

1月1日(水・祝日) 20:15から1月3日(金) 00:10までの間は、リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)での納付はできませんのでご注意ください。※今回はMPNセンタ更改に伴い、定期休止時間が延長となります。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。

9. マルチペイメントネットワーク (MPN) の利用について

1月1日(水・祝日) 20:15から1月3日(金) 00:10までの間は、マルチペイメントネットワークでの納付はできませんのでご注意ください。※今回はMPNセンタ更改に伴い、定期休止時間が延長となります。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。